

令和8年4月10日

甲種防火管理新規講習を開催

収容人員が10人以上の特別養護老人ホーム等、30人以上の集会所、飲食店、店舗及び宿泊施設等並びに50人以上の共同住宅、学校、工場及び事務所等では、消防法第8条により「防火管理者」の選任義務があります。

当消防本部においては、毎年、資格取得のための講習を開催しており、今年度は以下の日程で開催予定です。

日時

1回目 6/16(火)～17日(水)

2回目 6/18(木)～19日(金)

(いずれも9:20～16:20まで、2日間の日程です)

場所

むつ市大湊浜町13-1 むつ市中央公民館 講堂

受講資格

- ・防火対象物において管理的又は監督的な地位にあつて、防火管理者資格を有していない方
- ・消防機関が必要と認めた方

※管内の、選任義務のある防火対象物関係者を優先します。

申し込み、その他の詳細は令和8年5月中旬頃に発表を予定しています。受講希望の防火対象物の方は、管轄の消防分または消防分署にお問い合わせください。

下北地域広域行政事務組合
消防本部 予防課